

川崎市多摩区老人ホーム入所判定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第11条に規定する老人ホーム入所措置を適正に行うため、福祉事務所に老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、老人ホームの新規入所措置の要否、及び被措置者の措置の変更又は継続に係る判定を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名で組織する。

2 委員の構成は、次に掲げる者とする。

- (1) 福祉事務所長
- (2) 保健所支所長
- (3) 高齢・障害課長
- (4) 医師（保健所支所長兼務可）
- (5) 老人福祉施設長
- (6) その他福祉事務所長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 前条第2項第4号、第5号及び第6号の委員の任期は、1年とし、区長が委嘱し、又は任命する。ただし、特に期限を付した場合を除き、選任の日に属する年度の末日までとする。

2 委員が欠けたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(委員会の運営)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、福祉事務所長をもってこれに充て、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、定期的を開催する。ただし、臨時に開催することができる。

3 委員長が必要と認めたときは、持ち回りで回議を行うことができる。

4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開催できない。

5 委員会は、委員の半数以上の同意があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に対し、意見を求めることができる。

(判定)

第7条 委員会は、「老人ホームへの入所措置等の指針について」(平成18年3月31日老発第0331028号厚生労働省老健局長通知)の「第5老人ホーム入所措置の基準」に基づき、健康状態、環境の状態等について、在宅福祉サービスの利用状況等も勘案の上、「老人ホーム入所判定審査票(第1号様式)」(以下「第1号様式」という。)により総合的に判定を行うものとする。

(緊急措置)

第 8 条 福祉事務所長は、緊急に入所措置を行う必要があるとき及び特別養護老人ホームにやむを得ない措置を行う必要があるときは、委員会に諮ることなく入所措置を行うことができる。この場合において、入所措置を行った後、速やかに委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第 9 条 委員は、第 1 号様式の内容、その他職務上知り得た事実を他人に漏らしてはならない。また、委員を辞した後も同様とする。

(記録)

第 10 条 委員会の意見については、「入所判定委員会会議録（第 2 号様式）」に記録し、第 1 号様式を添付して保管する。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、高齢・障害課が担当するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。

この改正要綱は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

この改正要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この改正要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

この改正要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この改正要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この改正要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

（委員の委嘱又は任命に関する経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の第 3 条第 2 項第 5 号の規定により委員である者は、この要綱の施行の日に、第 4 条第 1 項の規定により委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。

（帳票に関する経過措置）

3 この要綱による改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

老人ホーム入所判定審査票

特養 養護

ふりがな				明治 大正 年 月 日 (満 歳) 昭和	男 ・ 女
氏 名					
住 所				身体障害者手帳 有 (級) 無	障害名
環境上の事情及び経済的事情(1～4)					
1. 健康状態					
健康・普通・弱い(病名) (特記事項)					
2. 家族の状況					
氏 名	続 柄	年 齢	同居 ・ 別居	備 考	
			同居 ・ 別居		
			同居 ・ 別居		
			同居 ・ 別居		
			同居 ・ 別居		
3. 住居の状況					
4. 経済的状況(市町村民税等の課税状況)					
生の計氏中名心者			ア. 生活保護法による被保護者 イ. 市町村民税非課税世帯 ウ. 市町村民税課税世帯((ア)均等割 (イ)所得割) エ. 所得税課税世帯		
その他、必要に応じて情報を収集するもの(5～6)					
5. 身体及び日常生活動作の状況					
(1)身体状況				(2)日常生活動作の状況	
ア. 身 長	cm			ア. 歩 行	ア. 自分で可 イ. 一部介助 ウ. 全介助
イ. 体 重	kg				
ウ. 視 力	ア. 普 通	イ. 弱 視	ウ. 全 盲	イ. 排 泄	ア. 自分で可 イ. 一部介助 ウ. 全介助
エ. 聴 力	ア. 普 通	イ. やや難聴	ウ. 難 聴	ウ. 食 事	ア. 自分で可 イ. 一部介助 ウ. 全介助
オ. 言 葉	ア. 普 通	イ. 少し不自由	ウ. 不自由	エ. 入 浴	ア. 自分で可 イ. 一部介助 ウ. 全介助
カ. 褥 瘡	ア. 無	イ. 有(程度)		オ. 着脱衣	ア. 自分で可 イ. 一部介助 ウ. 全介助
キ. おむつ使用	ア. 無	イ. 有(昼夜、夜のみ)			

6. 精神の状況					
(1) 性 格	ア. 朗 ら か イ. 親しみやすい ウ. 几帳面 エ. こり性 オ. 自分のことを気にしやすい カ. 人にとけこめない キ. すき嫌が多い ク. わがまま ケ. 頑 固 コ. 短 気 サ. 無 口 シ. 融通がきかない				
(2) 対人関係	ア. 拒否的である イ. 普 通 ウ. 協調的である				
(3) 精神状態	ア. 正 常 イ. 精神障害あり (ア) 認知症 a. 記憶障害 (a) 重 度 (b) 中 度 (c) 軽 度 b. 失 見 当 (a) 重 度 (b) 中 度 (c) 軽 度 (イ) 心気症状 (ウ) 不 安 (エ) 焦 燥 (オ) 抑うつ状態 (カ) 興 奮 (キ) 幻 覚 (ク) 妄 想 (ケ) せん妄 (コ) 睡眠障害				
(4) 問題行動	ア. 攻撃的行為 イ. 自傷行為 ウ. 火の扱い エ. 徘徊	(ア) 重度 (イ) 中度 (ウ) 軽度 (ア) 重度 (イ) 中度 (ウ) 軽度 (ア) 重度 (イ) 中度 (ウ) 軽度 (ア) 重度 (イ) 中度 (ウ) 軽度	オ. 不穏興奮 カ. 不潔行為 キ. 失 禁	(ア) 重度 (イ) 中度 (ウ) 軽度 (ア) 重度 (イ) 中度 (ウ) 軽度 (ア) 重度 (イ) 中度 (ウ) 軽度	
7. 総合判定					
(1) 医学による判定	(2) 家族及び住居の状況による判定	(3) 経済的状況による判定	(4) 日常生活動作による判定	(5) 精神状況(問題行動)による判定	(6) 総合判定
ア. 要 入 院 イ. 要 通 院 ウ. 入通院の必要なし	ア. 養護老人ホームの対象 イ. 養護老人ホーム入所の対象外	ア. 養護老人ホームの対象 イ. 養護老人ホーム入所の対象外	ア. 養護老人ホームの対象 イ. 特別養護老人ホームの対象 ウ. 老人ホーム入所の対象外	ア. 著しい問題行動あり(要入院) イ. 問題行動あり (ア) 養護老人ホームの対象 (イ) 特別養護老人ホームの対象 ウ. 問題行動なし	ア. 要 入 院 イ. 養護老人ホームの対象 ウ. 特別養護老人ホームの対象 エ. 老人ホーム入所の対象外
備 考					

入所判定委員会会議録

(令和 年度 第 回)

開催日時	令和 年 月 日 ()	記録者	合 議	高齢者 支援係長	高齢・ 障害課長	保健所 支所長	医 監	福祉事務 所長
開催場所								
出席委員								
事 務 局								

[illegible]

[illegible]